

令和5年1月24日

各 位

元行員による不祥事件の発生について

このたび、株式会社東和銀行（頭取 江原 洋）の元行員による不祥事件が発生いたしました。

高い倫理観を求められ、信用を第一とする金融機関といたしまして、このような事態を招いたことは痛恨の極みであり、役職員一同、本件を厳粛に受け止め、深く反省をしております。被害に遭われたお客様をはじめ、お取引いただいているお客様、株主の皆様、地域の皆様には多大なご迷惑をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

当行太田支店に勤務していた元行員（男性、53歳）が、令和2年10月から令和4年6月までの間、遊興費を賄う目的で、数名のお客様から不適切に現金を預かり、着服していたことが判明いたしました。本件による着服総額は1,650万円で、被害額につきましては既に全額弁済されております。

2. 発覚日

令和4年9月2日

3. 発覚の経緯

被害に遭われたお客様の問い合わせにより発覚いたしました。

4. 関係機関への届出等

本件発覚後、法令にもとづき監督官庁への届出を行うとともに、警察にも通報・相談しております。

5. 関係者の処分

元行員につきましては、令和5年1月23日付にて懲戒解雇処分といたしました。また、関係者につきましては、管理・監督責任の所在を明らかにしたうえで、行内の規程に則り、厳正な処分を行っております。

6. 再発防止のための措置

当行は、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、法令等遵守態勢の確立に取り組んでまいりましたが、今回の事件が発生したことを厳粛に受け止め、再発防止に向けた内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、信頼回復に向けて全行を挙げて取り組んでまいります。

以 上